

●香川県監査委員公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年12月2日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

平成27年度行政監査結果に対する措置状況

1 個別改善・検討事項

(1) 契約方法の改善について

| 着眼点別意見 | 左に対する措置状況 |
|---|---|
| プロポーザル・コンペ方式を採ることができるのは、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に限られるものであり、当該方式の採用の是非について再検討する必要がある。（人事委員会事務局） | 対象業務については、平成28年度から委託契約によらないこととした。なお、当該方式を採用する場合は、業務の性質及び目的を踏まえて実施することとする。 |

(2) 質問、回答の手続について

| 着眼点別意見 | 左に対する措置状況 |
|--|---|
| ア 公募公告において、質問及び回答の手続について掲載し、具体的に明示しておく必要がある。（政策課、長寿社会対策課、保健医療大学、栗林公園観光事務所、畜産課） | ア 平成28年度から公募公告には、質問及び回答の手続について具体的に明記する。 |
| イ 質問への回答に係る閲覧日から企画提案書の受付の締切日までの間について、十分な日数を確保する必要がある。（農業経営課） | イ 監査結果報告以降に実施した手続では、十分な日数を確保した。 |

(3) 審査基準の公表について

| 着眼点別意見 | 左に対する措置状況 |
|--|------------------------------------|
| 公募公告又は指名通知において、評価項目、評価基準等の審査基準を掲載し、事前に明示する必要がある。（人権・同和政策課、栗林公園観光事務所） | 平成28年度から、公募公告又は指名通知において、審査基準を明示した。 |

(4) 選定委員会の設置について

| 着眼点別意見 | 左に対する措置状況 |
|---|--|
| ア 設置要綱その他の規程を設け、選定委員会の所掌事項や構成員等を定めておく必要がある。（政策課、生活衛生課、観光振興課、県産品振興課、人事委員会事務局、高校教育課、多度津高等学校、警察人事課、警察学校） | ア 平成28年度中に選定委員会の所掌事項や構成員等を定めた設置要綱等を整備する。（政策課、生活衛生課、観光振興課、県産品振興課） 選定手続を行う場合は、選定委員会の所掌事項や構成員等を定めた設置要綱等を整備することとした。（人事委員会事務局） |

| | |
|---|---|
| | <p>平成27年度中に選定委員会の所掌事項や構成員等を定めた設置要綱等を整備した。(高校教育課、多度津高等学校)</p> <p>平成28年度から選定手続の都度、選定委員会の所掌事項や構成員等を定めた設置要綱等を整備することとした。(警察人事課、警察学校)</p> |
| イ 選定委員会は、所属内の職員のみで、構成しないこととする必要がある。(丸亀病院) | イ 平成27年度中に選定委員会設置要綱の一部改正を行い、構成員に所属内職員以外の者を加えた。 |

(5) 選定結果(採用)の通知について

| 着眼点別意見 | 左に対する措置状況 |
|---|--|
| ア 選定の結果、採用となった者への通知について、評価又は点数を記述して通知する必要がある。(財産経営課、人事・行革課、人権・同和政策課、くらし安全安心課、農業生産流通課、白鳥病院、高校教育課) | ア 一部の所属においては平成27年度から評価又は点数を記述して通知したほか、その他の所属においても平成28年度から評価又は点数を記述して通知する。(財産経営課、人事・行革課、人権・同和政策課、くらし安全安心課、農業生産流通課、白鳥病院) 平成28年度から評価又は点数を記述して通知した。(高校教育課) |
| イ 選定の結果、採用となった者への通知について、契約の予定者である旨を通知する必要がある。(地域活力推進課、財産経営課、広聴広報課、環境政策課、廃棄物対策課、医務国保課、労働政策課、農業経営課、人事委員会事務局、警察人事課、警察会計課、警察交通企画課、警察学校) | イ 平成28年度から契約の予定者である旨を通知する。(地域活力推進課、財産経営課、広聴広報課、環境政策課、廃棄物対策課、医務国保課、労働政策課、農業経営課) 選定手続を行う場合は、契約の予定者である旨を通知する。(人事委員会事務局) 平成28年度から契約の予定者である旨を通知することとした。(警察人事課、警察会計課、警察交通企画課、警察学校) |

(6) 選定結果(不採用)の通知について

| 着眼点別意見 | 左に対する措置状況 |
|--|---|
| ア 選定の結果、不採用となった者への通知について、その具体的な理由を付記する必要がある。(財産経営課、危機管理課、くらし安全安心課、みどり保全課、農業経営課、薬務感染症対策課) | ア 一部の所属においては平成27年度から具体的な理由を付記して通知したほか、その他の所属においても平成28年度から具体的な理由を付記して通知す |

| | |
|--|--------------------------------|
| | る。 |
| イ 選定の結果、不採用となった者への通知について、採用者及び当該不採用者の評価又は点数を通知する必要がある。(人事・行革課) | イ 平成27年度から採用者及び当該不採用者の点数を通知した。 |